桜川市太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例施行規則

令和３年９月２１日
規則第３９号

（趣旨）

第１条　この規則は、桜川市太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例（令和３年桜川市条例第２９号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語の意義は、条例で定める用語の例による。

（抑制区域）

第３条　条例第６条第１項に規定する抑制区域は、市内において次に掲げる区域とする。

（１）　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域

（２）　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項の土砂災害警戒区域及び第９条第１項の土砂災害特別警戒区域

（３）　砂防法（明治３０年法律第２９号）第２条の砂防指定地

（４）　文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第９２条第１項の埋蔵文化財を包蔵する土地及び第１４３条第１項の伝統的建造物群保存地区の区域

（５）　自然公園法（昭和３２年法律第１６１号）第２条第３号の国定公園及び同条第４号の県立自然公園

（６）　農地法（昭和２７年法律第２２９号）第４条第６項第１号イの農用地区域及び同号ロの集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地

（７）　森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２５条の保安林

（８）　河川法（昭和３９年法律第１６７号）第６条第１項の河川区域及び同法第５６条第１項の河川予定地

（９）　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第９条第２２項の風致地区

（１０）　桜川市景観まちづくり条例（令和２年桜川市条例第１３号）第８条第３項の重点地区

（１１）　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める区域

（事前協議）

第４条　事業者は、条例第７条に規定する事前協議は、事業に着工する６０日前までに、太陽光発電施設設置事業事前協議書（様式第１号）及び配慮すべき事項の内容確認書（様式第２号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

（１）　位置図、区域図

（２）　地籍図（地番、地目、所有者等）

（３）　現況写真

（４）　その他市長が必要と認める書類

（土地の所有者の同意）

第５条　条例第８条第２項に規定する土地の所有者の同意は、隣接土地所有者同意書（様式第３号）により行うものとする。ただし、事業区域に隣接する土地が公有地であるとき又は事業者と同一、共同の関係にあると認められる所有地であるときは、当該土地を挟んで接する土地を所有する者の同意を得なければならない。

（同意を得られない理由）

第６条　条例第８条第２項に規定する同意を得られない理由とは、次に掲げるものとする。

（１）　隣接する土地の所有者の所在が明らかでないとき。

（２）　隣接する土地の所有者が事業者の説明又は協議に応じないとき。

（３）　隣接する土地の所有者が既に死亡し、相続人が確定していないとき。

（４）　隣接する土地の所有者から同意しない合理的な理由が示されないとき。

（５）　隣接する土地が共有地の場合において、同意する所有者の持ち分割合の合計が過半を超えているものの、残りの所有者より前各号のいずれかの理由により同意を得られないとき。ただし、次条の規定による届出を行うに当たり、同意を得られない理由を明らかにした書類を添付すること。

（事業の届出）

第７条　条例第９条第１項に規定する届出は、太陽光発電施設設置事業実施概要届出書（様式第４号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

（１）　事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

（２）　事業を行う位置及び事業の計画を明らかにする書類

（３）　事業区域及びその周辺の状況を示す写真

（４）　事業に係る設計又は施工方法を明らかにする書類（敷材の製品認定証等を含む。）

（５）　施設の維持管理計画（施設の廃止後において行う措置を含む。）

（６）　地域住民説明会結果報告書（様式第５号）及び隣接土地所有者同意書（様式第３号）

（７）　太陽光発電施設設置事業に関する関係法令手続確認書（様式第６号）

（８）　他法令による許認可等を受けている場合はその許可書の写し

（９）　緊急対応マニュアル（自然災害、事故及び機器の故障が発生した時の事項別緊急連絡網）

（１０）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

２　条例第９条第２項の規定は、太陽光発電施設設置事業概要変更届出書（様式第７号）に第１項の関係書類のうち変更を行う事項に係る書類を添付して行うものとする。

（協議終了の通知）

第８条　条例第１０条第１項に規定する通知は、太陽光発電施設設置事業に関する

協議終了通知書（様式第８号）により行うものとする。

（事業の実施に係る届出）

第９条　条例第１１条第１項に規定する事業の着手、完了、中止又は再開の届出は、工事届出書（様式第９号）により行うものとする。

（適正な設置及び管理）

第１０条　条例第１３条第１項に規定する施設の適正な設置及び管理とは、次に掲げるものをいう。

（１）　施設の適正な設置は、次に掲げる事項について行うものとする。

ア　土地の形質変更は、最小限にとどめること。

イ　雨水処理の方法は、流量計算書により降雨量等から想定される雨水が有効に排水できる対策（排水路改修、調整池等の設置）を講じること。

（ア）　敷地内浸透により雨水を処理する場合には、茨城県の雨水浸透施設技術基準によることができるものとする。

（イ）　調整池を設置する場合には、茨城県の大規模宅地開発に伴う調整池技術基準及び解説によるものとする。

ウ　土砂の流出を防止する対策を講ずること。

エ　擁壁、石張り、吹き付け、のり枠及びのり面排水によりのり面の保護対策を講ずること。

オ　民家に隣接する場所に施設を設置するときは、事業者と近隣関係者とで協議の上、圧迫感、騒音、熱及び反射光に対する配慮、事業区域との境界からの後退、緩衝帯を設けることによる遮蔽その他の隣接する民家の住環境の保全について必要な措置を講ずること。

カ　道路沿いに施設を設置するときは、道路の見通しの妨げにならないよう事業区域との境界から後退させ、又は緩衝帯を設けること。

キ　太陽光パネルを低反射の物にし、又は傾きを調整する等反射光の対策を講ずること。

ク　施設を廃止したときは、速やかにこれを撤去し、及び処分することにより、良好な景観を形成し、環境の保全を図ること。

ケ　事業区域内の敷材は、地域住民等に配慮した適切な敷材を使用すること。

（２）　事業区域内を常時安全とは、次に掲げる事項について行うものとする。

ア　市街地及び住宅地の景観を阻害しないよう太陽光発電設備の設置位置に配慮すること。

イ　河川の自然環境を阻害しないよう太陽光発電設備の設置位置に配慮すること。

ウ　施設において、火災及び土砂の流出が発生したとき又は周辺に緊急事態が発生したときは、事業者に連絡ができるよう施設の名称、設置場所の住所、発電出力、事業者の名称、連絡先その他必要な事項を記載した管理看板を事業区域内の見やすい場所に設置すること。

エ　事業者は、事業区域に事業者以外の者が立ち入ることがないよう、フェン

スを設置する等安全対策を講ずること。

（３）　良好な状態となる管理とは、次に掲げる事項について行うものとする。

ア　事業者は、自然災害により施設が破損したときは、被害を最小限にとどめるよう努めるものとし、速やかに破損した施設を除去し、及び施設を復旧すること。

イ　事業者は、事業区域の定期的な保守点検、除草及び清掃をすること。

ウ　除草剤を散布するときは、事前に散布の日時について、地域住民及び近隣関係者への周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう対策を講ずること。

エ　事業者は、緊急対応マニュアルを定期的に見直すこと。

（地位の承継の届出）

第１１条　条例第１２条に規定する届出は、地位の承継後速やかに、地位承継届出書（様式第１０号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

（１）　事業者の地位を承継した事実を証する書類

（２）　事業者の地位を承継した者の法人登記事項証明書又は住民票の写し

（３）　太陽光発電施設の保守点検に係る契約書の写し

（４）　その他市長が必要と認める書類

（施設の廃止）

第１２条　条例第１４条に規定する届出は、施設を廃止しようとする日の３０日前までに、施設廃止届出書（様式第１１号）により行うものとする。

２　条例第１４条第２項に規定する届出は、廃止の完了の日から起算して３０日以内に行うものとする。

（指導又は勧告）

第１３条　条例第１５条第１項に規定する指導は、太陽光発電施設設置事業指導通知書（様式第１２号）により行うものとする。

２　条例第１５条第１項に規定する勧告は、太陽光発電施設設置事業改善勧告書（様式第１３号）により行うものとする。

３　条例第１５条第２項に規定する報告は、太陽光発電施設設置事業是正報告書（様式第１４号）により行うものとする。

（公表）

第１４条　条例第１６条第１項に規定する公表は、桜川市公告式条例（平成１７年桜川市条例第３号）の規定による掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

２　条例第１６条第２項に規定する通知は、弁明の機会の付与通知書（様式第１５号）に、公表に関する弁明書（様式第１６号）を添付して行うものとする。

附　則

この規則は、令和３年１２月１日から施行する。

附　則（令和７年規則第８号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。